

お知らせ

資料提供先 鳥取県政記者会  
鳥取市政記者クラブ  
倉吉記者クラブ  
米子市政記者クラブ

## 鳥取県道路メンテナンス会議を設立します

### ～鳥取県内のトンネル、橋梁等を計画的に点検・補修します～

鳥取県内の道路構造物は、高度経済成長期に集中的に整備されており、それらが急速に老朽化していくことが確実なことから、今後これらの補修や更新を行う必要が急激に高まってくるが見込まれており、国、地方ともに厳しい財政状況にある中で、道路施設等の補修や更新にいかに対応していくかが、重要な課題となっています。

このような課題に対応するため、鳥取県内の道路施設の維持管理・補修・更新等を計画的・効率的に行うことを目的に、**高速道路、国道、県道、市町村道の道路管理者からなる「鳥取県道路メンテナンス会議」**を設立し、鳥取県内のトンネル、橋梁等道路施設の予防保全・老朽化対策の強化を図ることとし、第1回会議を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

#### 記

1. 日 時 平成26年5月19日(月) 13:00～15:00
2. 場 所 国土交通省 鳥取河川国道事務所 1階会議室  
(鳥取市田園町4丁目400番地)
3. 次 第 別紙 議事次第(案) のとおり
4. 取 材 当日は傍聴席を設けております。撮影は会議冒頭あいさつまでとします。

#### 問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 0857-22-8435 (代表)  
副所長 川上 隆三 【担当】 道路管理第二課長 安川 雅雄  
ホームページアドレス 【鳥取河川国道事務所】 <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

鳥取県 県土整備部 道路企画課 0857-26-7352  
課長 山本 晃 【担当】 課長補佐 小田原聡志  
ホームページアドレス 【鳥取県県土整備部】 <http://www.pref.tottori.lg.jp/road/>

【案】

平成26年度  
第1回鳥取県道路メンテナンス会議（仮称）

○日 時：平成26年5月19日（月）  
13：00～15：00

○場 所：国土交通省鳥取河川国道事務所  
1階 会議室  
（鳥取市田園町4丁目400番地）

議 事 次 第

1. 開会
2. あいさつ（国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長）
3. 議事
  - （1）会議設立趣旨及び会議規約について
  - （2）道路保全を取り巻く最近の話題  
（国土交通省 中国地方整備局 道路部）
  - （3）その他
4. 意見交換
5. 閉会

地方公共団体の三つの課題(人不足・技術不足・予算不足)に対して、国が都道府県と連携して、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整するため、『道路メンテナンス会議』を設置

## 会議設置の背景

- 急速に進む施設の老朽化
- 国、地方とも厳しい財政状況の中、道路施設の補修や更新への的確な対応が必要
- 的確な対応を進めるために、国全体として実態の把握、計画的な補修・更新が必要

## 会議の役割

- 道路法第28条の2(道路の管理に関する協議会の設置)に位置付け
- 各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理を促進し、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化を図る

## 会議の内容(審議事項等)

- (1) 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること
  - 課題の共有(技術者・技術力、関係機関調整、対応方針)
  - 国民・道路利用者等の理解・協働の取り組みに向けた情報発信
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること
  - 点検(点検方針、業務の発注、優先順位検討など)
  - 修繕計画等の把握・調整(情報の収集・管理(DB)、緊急輸送道路等の修繕の優先順位、修繕時の代替路線、状況を踏まえた必要な措置の検討など)
- (3) 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること
  - 技術(点検)基準、点検要領の講習・修得、及び見直し等フォロー
  - 適切な健全度の新診断に関する情報共有、技術的支援
  - 代行制度に関する情報共有
- (4) その他道路の管理に関し会長が妥当と認めた事項

## 会議の構成員等(案)

- 道路管理者  
国(県内事務所)、鳥取県、市町村、NEXCO、等
- 会長 鳥取河川国道事務所長
- 事務局  
鳥取河川国道事務所、鳥取県、NEXCO
- 技術相談窓口  
鳥取河川国道事務所

## 参考:中国地整の取り組み

【継続中】

- 点検技術の普及
  - 講習会、合同点検など
- 重篤損傷への技術支援
  - 現地調査、対策方針への助言 等
- 整備局策定の技術資料の情報提供(貸与)

## 鳥取県道路メンテナンス会議（仮称） 設立趣意書（案）

我が国の道路構造物等は、昭和30年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備されたため、それらが今後急速に高齢化し、例えば、10年後には建設後50年経過する橋梁が4割以上になると見込まれる等、急速に老朽化していくことが確実である。このため、今後、これらの補修や更新を行う必要が急激に高まってくるが見込まれ、国、地方ともに厳しい財政状況にある中、これら老朽化した道路施設等の補修や更新にいかにより的確に対応していくかが、重要な課題となっている。

また、道路施設等の維持管理・補修・更新を確実に進めるためには、直轄国道管理分はもとより、施設の大部分を占める地方公共団体の管理施設も含めてその実態を把握したうえで、道路施設の長寿命化も図りつつ見通しを立てた計画的な補修・更新を行っていくことが必要である。

そのためには、高速道路、国道、県道、市町村道の、すべての道路管理者が情報を共有し、連携して対応していくことが効果的・効率的である。

このような状況の中、平成26年4月14日には、社会資本整備審議会道路分科会から『最後の警告』という言葉でもって、『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』がなされた。提言では、具体的な取組みとして、「メンテナンスサイクルを確定（道路管理者の義務の明確化）」と「メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築」の二本柱で本格的なメンテナンスサイクルを始動すべきとされた。

前者については、道路法等の一部を改正する法律に合わせて省令・告示が改正され、トンネル、橋梁等の点検は近接目視により5年に1回の頻度で行うことが平成26年7月から施行されることとなっており、この点検・診断結果に基づき計画的に修繕を実施し、また、必要に応じ通行止め等の措置を行うこととなる。

本会議は、後者のメニューの一つである「道路メンテナンス会議」として、かつ、道路法28条の2の規程に基づき設置するもので、鳥取県内の道路施設の維持管理・補修・更新等を計画的・効率的に行うため、交通上密接な関連を有する道路管理者が相互に連絡・調整・協力・情報共有・情報発信を図り、道路施設の点検、修繕計画等を把握・調整するとともに、道路施設の技術基準類や健全性の診断に関する研鑽、また、国等は必要な技術的支援等を行い、鳥取県内のトンネル、橋梁等道路施設の予防保全・老朽化対策の強化を図ることを目的として、設置するものである。

平成26年5月19日

## 鳥取県道路メンテナンス会議（仮称）規約（案）

### （名 称）

第1条 本会議は、「鳥取県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

### （目 的）

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、鳥取県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

### （審議事項）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

### （組 織）

第4条 会議は、別表1に掲げる、鳥取県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、鳥取県県土整備部道路企画課長及び西日本高速道路株式会社中国支社米子管理事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

### （会議の運営）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

### （幹事会）

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路企画課及び西日本高速道路株式会社中国支社米子管理事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月19日から施行する。

## 鳥取県道路メンテナンス会議(仮称) 名簿(案)

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長
副会長	鳥取県県土整備部	道路企画課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	米子管理事務所長
	鳥取市	都市整備部長
	米子市	建設部長
	倉吉市	建設部長
	境港市	建設部長
	岩美町	産業建設課長
	若桜町	町土整備課長
	智頭町	地域整備課長
	八頭町	建設課長
	三朝町	建設水道課長
	湯梨浜町	建設水道課長
	琴浦町	建設課長
	北栄町	地域整備課長
	日吉津村	建設産業課長
	大山町	建設課長
	南部町	建設課長
	伯耆町	地域整備課長
	日南町	建設課長
	日野町	産業振興課長
	江府町	建設課長
	公益財団法人鳥取県建設技術センター	代表理事
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課	
	鳥取県県土整備部 道路企画課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子管理事務所	

## 鳥取県道路メンテナンス会議(仮称) 幹事会名簿(案)

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所	副所長
副幹事長	鳥取県県土整備部道路企画課	課長補佐
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社米子管理事務所	副所長
	鳥取市	
	米子市	
	倉吉市	
	境港市	
	岩美町	
	若桜町	
	智頭町	
	八頭町	
	三朝町	
	湯梨浜町	
	琴浦町	
	北栄町	
	日吉津村	
	大山町	
	南部町	
	伯耆町	
	日南町	
	日野町	
	江府町	
	公益財団法人鳥取県建設技術センター	
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課	
	鳥取県県土整備部 道路企画課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子管理事務所	



[参考]

H25年度に鳥取河川国道事務所では実施したトンネル、橋梁の点検、補修状況です。

## H25年度の点検状況



国道9号  
水尻トンネル

鳥取自動車道  
大内橋



鳥取自動車道  
志戸坂トンネル

国道9号  
新川橋



## H25年度の補修状況



ひび割れ補修



国道9号  
覚寺トンネル



桁のあて板  
補修、塗装



国道53号  
うぐいす橋

